

NPO法人の届出等における 登記事項証明書の添付省略について

特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人の登記事項証明書の添付を求める手続きについて、地方公共団体における法人ベース・レジストリの運用登録を受けましたので、設立登記や定款変更登記等の届出などの際に、登記事項証明書の添付が省略できるようになりました。

1. 登記事項証明書の添付を省略することができる手続き

- ① 登記完了届出書【設立】(NPO法第13条第2項) …手引きP15
- ② 定款変更登記完了提出書 (NPO法第25条第7項) …手引きP63
- ③ 登記完了届出書【合併】(NPO法第39条第2項) …手引きP107

◆上記①～③の各届出書(提出書)を提出する際に、登記事項証明書の添付を省略することができます。オンライン申請の場合は、照会番号(登記情報提供サービス)の情報入力やファイル添付をせず、「別送等」にチェックを入れてください。

◆解散届出書、清算人就任届出書、清算終了届出書については、登記事項証明書の添付を省略することができませんので、ご注意ください。従来通り、登記事項証明書の提出が必要です。オンライン申請は、照会番号(登記情報提供サービス)の情報を入力した場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。

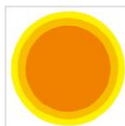
(注) 県に提出する場合の対応となります。

権限移譲市町については、各市町に御確認ください。

特定非営利活動法人の
設立及び管理・運営の手引
発行：宮崎県総合政策部



法人ベース・レジストリ
について
(参考) デジタル庁HP



日本の
ひなた
宮崎県

宮崎県総合政策部
生活・協働・男女参画課 協働推進担当

☎0985-26-7048